

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年9月3日(木)午前9時30分から午前10時31分

2. 開催場所 役場2階 第6会議室

3. 出席委員(11人)

| | |
|---------|-----------|
| 会長 | 1番 福島 正一郎 |
| 会長職務代理者 | 2番 新村 幸子 |
| 委員 | 3番 瀬戸 真一 |
| | 4番 原 美子 |
| | 5番 小澤 さよみ |
| | 6番 一ノ瀬 律生 |
| | 7番 中村 良治 |
| 推進委員 | 野澤 洋光 |
| | 吉江 平二 |
| | 野澤 典生 |
| | 宮島 勇 |

4. 欠席委員(3人) 宇治 元一
根橋 正美
古村 孝

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について

＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞

議案第2号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について

報告事項 (1)農地嵩上げ申請について

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 赤羽 裕治

事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 高倉 健一郎

書記

役場産業振興課農政係係員 小松 由季
役場産業振興課農政係 中澤 貴子

8. 会議の概要

<赤羽事務局長>

本日はお暑い中、また月初めの農繁期でお忙しい中、ありがとうございます。事務局で説明がありましたとおり、栽培していただきましたエゴマからとったお茶を召し上がっていただければと思います。また、農地パトロールが始まりました。暑い中での確認です。引き続きよろしく申し上げます。

(開会)

<新村職務代理>

みなさん、おはようございます。秋の穫り入れ前の大変お忙しい時期にお集まりいただきありがとうございます。ただ今から辰野町農業委員会総会を開会いたします。

(会長あいさつ)

<福島会長>

あらためまして、おはようございます。ここにきて暑い日が続いたり、しっかり雨が降ったり、田んぼもようやく色づきが良くなって、いい状態であります。ソバもぼちぼち花が咲いて秋の穫り入れにいくような状態になってきています。こういったなかで、農業委員会がますます発展することを祈念して挨拶いたします。

(議事録署名委員の指名)

<福島会長>

7番の中村委員さんと3番の瀬戸委員さん、よろしく願いいたします。

(議事)

<福島会長>

それでは、議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしく申し上げます。

【議案第1号、3条の規定による許可申請について1～3番朗読】

<高倉事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

大字小野…番地にお住まいのAさんが所有いたします、

大字小野字道下…番、地目は畑、面積472㎡を、
大字小野…番地にお住まいのBさんが無償にて譲り受けるものです。

申請地は進入路がないため、譲渡人のAさんは譲受人のBさんの畑の一部を通行していましたが、他にも農地を保有し手不足なため、申請地をBさんに譲渡したいということでもあります。

また、譲受人のBさんも、耕作をする余力があるということで、譲り受けたいということでもあります。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は30アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、中村委員、宇治推進委員から意見書をいただいております。

<中村委員>

事務局から説明があったとおりですけれど、地図だと道路は(場所の説明)になります。農地に行くことについて通路がないということで、譲受人が譲り受けて一緒に耕作するということが何ら問題ないと考えます。地籍調査済みで境界等もはっきりしています。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<高倉事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は2ページをご覧ください。

こちらの土地の所有者であるCさんは既にお亡くなりになっているため、長野家庭裁判所伊那支部にて選任された成年後見人であり、辰野町大字上島…番地…に事務所を構える行政書士のDさんが管理いたします、

大字上島字上島…番、地目は畑、面積201㎡を、
神奈川県座間市入谷東…丁目…番…号にお住まいのEさんが取得するものです。

こちらは、8月の総会時にご審議いただきました、空き家バンクに登録されていた空き家とともに売買する農地であり、農地法施行規則第17条第2項の規定により農地取得の際の下限面積が1aに指定されています。また、譲受人のEさんより「5年以上継続して耕作する旨の誓約書」の提出がありました。

農地取得後の農業経営面積は2アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得によ

り周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、原委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

<吉江推進委員委員>

8月の立会いで事務局と一緒に見てきました。空き家の裏にある3m位の石垣の上にある畑です。実際は原野みたいな所ですが、たらの木が植えてあって、機械が入らないような傾斜地で実際耕作できる面積は半分くらいのところでしたが、境界ははっきりしていました。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<高倉事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は3ページをご覧ください。

大字上島…番地にお住まいのFさんが所有いたします、

大字上島字町屋…番、地目は田、面積404㎡を、

箕輪町大字中箕輪…番地にお住まいのGさんが取得するものです。

譲受人のGさんは町外にお住まいですが、申請地に隣接する農地を複数所有、耕作しており、また申請地も貸借にて耕作していることから、経営安定のため取得したいということでもあります。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は50aで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、原委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

<原委員>

8月19日に吉江さんとD行政書士と確認してきました。日当たりが良くて、農地としては最適で、とてもおいしいお米ができるそうです。箕輪にお住まいですけれど、とても農業に熱心で、今までもここを一生懸命なさっています。境もはっきりしています。こういう農地を守って耕作してただけのはとても嬉しいなと思いながら見てきました。ご審議をお願いします。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第1号、5条の規定による許可申請1～5番朗読】

<高倉事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は4ページを、配置図は5ページをご覧ください。

岡谷市川岸東…丁目…番…号にお住まいのAさんが所有いたします、

大字樋口字矢沢原…番…、地目は畑、面積394㎡を、

伊那市上の原…番地…にお住まいのBさんが取得し、住宅を新築するための申請であります。

今回の申請については、計画変更申請も同時に提出されておりますのであわせてご審議をお願いいたします。当初計画者のAさんは、住宅を新築するために、平成2年に5条の許可を受け申請地を取得しましたが、経済的な事情から事業を断念しておりましたところ、今回継承者であるBさんが取得し、住宅を新築したい計画であります。

譲受人のBさんは現在町外のアパートにお住まいですが、将来家族が増えることを考え、住宅を新築したいということであります。

申請地は宅地と山林に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりがない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。この件につきましては瀬戸委員、宮島推進委員から意見書をいただいております。

<宮島推進委員>

今事務局から説明のあったとおりです。Aさんという岡谷の人から伊那のBさんという方へ変えて建てるということになりました。8月3日に瀬戸委員と私とCとで立会いをし、特に境の確認ということで確認しました。ここには隣に家があったり、上下水道も通っておりますので、問題ないと思います。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<高倉事務局次長>

2番、賃借権の設定でございます。地図は6ページを、配置図は7ページをご覧ください。

大字伊那富…番地にお住まいのDさんと、

埼玉県さいたま市見沼区堀崎町^{みぬまくほりさきちょう}…番地…にお住まいのEさんが共同で所有いたします、中央…番…、地目は田、面積599㎡を、箕輪町大字中箕輪宮の北…番地…に所在するFが賃借し、処方箋薬局を新築するための申請であります。

譲受人のFは、伊那、箕輪で薬局事業を展開しており、今回近隣のクリニックの新築に伴い、利便性のよい申請地に処方箋薬局を新築したい計画であります。

申請地は第2種住居地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては、原委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

<吉江推進委員>

8月12日に伊那のGの方と原委員と私の3名にて現地にて立ち会いました。現地は(場所の説明)の耕地整理された休耕田です。隣に太陽光発電が設置されています。中央ですので、境界は明確になっており、上下水道が5メートルの町道にあり問題ないと思います。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<高倉事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は8ページを、配置図は9ページをご覧ください。

諏訪市大字湖南^{こなみ}…番地…にお住まいのHさんが所有いたします、

大字辰野字堂村…番…、地目は田、面積416㎡および、

大字辰野字堂村…番…、地目は田、面積540㎡および

大字辰野字堂村…番…、地目は田、面積83㎡を、

箕輪町大字中箕輪…番地に所在するIが取得し、宅地分譲用地とするための申請であります。

譲渡人のHさんは町外にお住まいで、耕作する予定もないことから、農地の有効利用を考えておりました。

譲受人のIは、宅地建物取引業者の免許を有し、不動産業を営んでおりますが、環境もよく利便性の良い申請地を宅地分譲用地として買い受け、2区画の宅地分譲地を新設したい計画であります。

申請地は第1種低層住居専用地域の用途地域内にありますので、原則許可で問題ないと判断し

ます。

この件につきましては、原委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

<原委員>

8月19日に吉江さんとIの担当者と私と行ってまいりました。農地がどんどん宅地化されていくわけですが、耕すことができないということで、やむを得ないかなと思い見てきました。Iは計画もしっかりしていますし、2棟売る計画になっています。境もきちんとしていました。以上です。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<高倉事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。地図は10ページを、配置図は11ページをご覧ください。

大字辰野…番地にお住まいのJさんが所有いたします、

大字辰野字天神原…番…、地目は田、面積540㎡および、

大字辰野字天神原…番…、地目は田、面積44㎡を、

松本市波田^{はた}…番地…に所在する、Kが取得し、太陽光発電施設を新設するための申請であります。

譲渡人のJさんは、高齢のため耕作できないことから、農地の有効利用を考えておりました。

譲受人のKは、申請地に太陽光パネル180枚を設置し、売電を行いたい計画です。なお、町外の所在ではありますが、設備の保守点検、安全管理等は岡谷市に所在するLが徹底して行うため、周辺への影響は軽微であると考えます。

申請地は国道と鉄道に囲まれた10ha未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりがない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、周辺の環境等を考慮したうえ、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。

この件につきましては原委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

<吉江推進委員>

この場所は8月に同じく太陽光発電をやったところの隣の場所です。(場所の説明)と呼ばれている田園地帯です。申請地の2筆は1枚の田で、作付けがされています。1枚田となった周辺の境界は明確となっており、6.5mと4.5mの町道の角地でした。8月5日にちょうど近くで作付けされている方がいたので、声をかけたところ、太陽光の話は聞いていないということでしたので、持ち帰って至急

対応するように伝えました。再度19日にLの方と原委員と立会い、近隣の方の同意を渋々得たという話を聞きました。境界もはっきりしており、地権者が売却とのことでやむを得ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<高倉事務局次長>

5番、所有権の移転でございます。地図は12ページを、配置図は13ページをご覧ください。

駒ヶ根市赤須東^{あかす}…番…号…にお住まいのMさんが所有いたします、

大字小野字蟹田^{かにだ}…番…、地目は田、面積1273㎡を、

松本市波田…番地…に所在する、Kが取得し、太陽光発電施設を新設するための申請であります。

譲渡人のMさんは、遠方にお住まいで耕作の予定もないことから、農地の有効利用を考えておりました。

譲受人のKは、申請地に太陽光パネル320枚を設置し、売電を行いたい計画です。なお、町外の所在であります。設備の保守点検、安全管理等は岡谷市に所在するNが徹底して行うため、周辺への影響は軽微であると考えます。

申請地はJR小野駅から概ね300m以内の農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判いたします。

この件につきましては中村委員、宇治推進委員から意見書をいただいております。

<中村委員>

概要については説明のあったとおりですが、この地域は以前は水田として耕作されていましたが、年々高齢化や耕作者が亡くなられたりして現在は荒廃化が進んでいるところです。Kについては辰野にも土地を買って作るということですので、地域に進出をしてくれているところではありますが、管理についても町の条例に基づいてしっかりやってほしいと思います。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。

<原委員>

町の条例ですけど、今度の議会にかけられるんですよね？農業委員も条例については見るこ

とができますか？

<赤羽事務局長>

可決しましたら、次の総会の時に条例をお配りしようと思っています。

<原委員>

要望として、今回のKは元がLという会社で取締役のOさんが来てくださいます、相談を受けました。いろいろな方とお話してみたら、草刈は来てくれるという話は聞きましたが、水の管理も入れてくれるといいなといことを言われたので、もし間に合うならお願いしたいと思います。

<赤羽事務局長>

条例は条文ができちゃっているのですが、内容としては水周りとか具体的な管理は書かれていませんが、全体的な管理ということで盛り込まれています。

<中村委員>

ちょっといいですか？小野の立会の時にはLが管理するって来たけれど、Nはどういった会社か？

<高倉事務局次長>

どうもLの中で分かっているらしい。LもNも社長は同じ方です。

<福島会長>

ほかに質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第2号、農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について】

<高倉事務局次長>

空き家に付随した農地に関しまして、下限面積を1アールとする申し出であります。

地図は14ページをご覧ください。

農地法施行規則第17条2項の適用につきまして、新たに下限面積1アールを設定する区域は辰野町大字伊那富…番…です。詳細は議案書のとおりであります。

申請地は空き家バンクに登録した物件に隣接し、農業委員会で別に定めております要件を満たしておりますので、新たに1筆を設定区域としたいと考えております。

この件につきましては、福島会長、野澤典生推進委員に現地をご確認いただいております。

<野澤典生推進委員>

この件につきましては8月25日に福島会長、事務局と私と現地を確認しています。空き家バンクということで平屋建ての家の隣接地が農地となっております。現状は知人の方が耕作されています。北側が水路、南側が道路ということで、広がりようのない所です。境ははっきりしておりました。一部駐車場に転用するということですので、それ以外の部分が農地として使われるということです。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

報告事項

<高倉事務局次長>

それでは報告事項です。

(1)農地の嵩上げ申請でございます。議案書9ページをご覧ください。

添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

その他

○「農地利用最適化活動の進捗状況共有シート」実施に関わる活動記録簿の提出について
(事務局 小松) →該当案件のある方は総会終了後に提出してください。

○第5回長野県農業委員会大会における要請決議(素案)の検討について(事務局 小松)
傾斜地への太陽光発電施設新設にあたり災害発生により土地や施設の破損が起きたときに誰が誰に対して修復するのかを許認可の条件に明記する必要があると思う。(宮島推進委員)

<赤羽事務局長>

先月の総会において、野澤推進委員より7月の豪雨災害の際に大きなソーラーシステムが原因と思われる雨水の排水がほかの場所に出て侵食された箇所があったという事例をいただきました。今回条例をあげるにあたり、パブリックコメントで農業委員会として、今宮島委員さんから出された内容の部分で、管理者責任的な部分を明記するという意見をあげました。農業委員会大会へ決議を送ってどういう話が出てくるかは分かりませんが、違う動きということであれば大きな災害につながら

ないとは言えないので、意見として送れば送りたいと思います。

○農地相談活動等の情報共有について(事務局 中澤)

別紙参照(農地相談、太陽光案件の進捗状況報告)

<赤羽事務局長>

こうやって事務局と農業委員の皆さんと情報共有しているわけですが、町の空き家バンクで、農地情報をそこにくっつける形で情報提供できないかという話があります。農地の売りたい貸したいについては、中間管理機構等を通じて相談していただいて、うまく合致すればいいんですが、そうじゃない農地が出てきた場合はこういう情報共有の場で公表する。空き家バンクには土地的な情報をのせたいということで進めさせていただきます。農地のみではなく、雑種地的な荒地等ものせたい物件があればのせていこうということで決裁をとっておりますので、決まり次第報告をさせていただきます。

○遊休農地発生防止・解消対策(黒えごまの栽培)について

8月17日から8月31日までえごまの栽培圃場を一般の方に無料開放し、葉の摘み取りをする試みを初めて行った。計43の方が来てくださった。好きなときに来て摘んでくださいというやり方だったので、正確な来園者数の把握ができず、来年以降は改善点も考えながら行いたい。

収穫の刈り取り作業を10月初旬に行う予定。

<赤羽事務局長>

えごまは認知度が上がってきた。昨年作ったものを町内の小学校に配布し、先日給食で提供された。今後も協力いただきたい。

<福島会長>

先日南小でえごまの揚げパンが提供された。もっとPRすればいいなと感じた。

<赤羽事務局長>

こちらにある情報はプレスに流しておりますので、報道機関からPRしていただければいいと思う。

○今後の予定(事務局 小松)

次第裏面参照

○次回委員会総会開催日:10月5日(月) 午前9時30分から 役場第2会議室

クールビズ期間が9月30日で終了。

<赤羽事務局長>

10月の総会後に人・農地プランをどんな形で行えばいいかシュミレーションができればいいかなと思っています。

(閉会)

<新村職務代理>

大変ご苦勞様でした。今月は農地パトロールもありますし、田んぼの稲刈り作業などもありますので、皆さん体に気をつけて乗り越えたいと思います。以上をもちまして辰野町農業委員会総会を閉会いたします。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印